

第 4 回「下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類改訂検討委員会」を WEB 会議で開催

流域治水関連法における下水道法改正の内容等を、下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類に反映するため、有識者等による第 4 回検討委員会を 10 月 4 日（月）に開催します。

本検討委員会は、下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類の必要な見直しを行うことを目的として、昨年 12 月に設置したものです。

第 4 回検討委員会では、本年 5 月に公布された「流域治水関連法」により改正された下水道法の規定のうち、公布の日から 6 月以内に施行とされている

- ・下水道事業計画の記載事項への計画降雨の追加
- ・民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

に係る内容等について、ガイドライン類に反映するための意見を伺います。

【 改正内容等を反映するガイドライン類 】

- ◆雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）
- ◆官民連携した浸水対策の手引き（案）
- ◆下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）

記

1. 日時 令和 3 年 10 月 4 日（月） 13:00～15:00
2. 委員 別紙 1 のとおり
3. 議題 下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類改訂（案）について 等
4. その他
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本会議は WEB 開催といたします。
 - ・会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り会議の冒頭（議事に入るまで）のみ、WEB 上での傍聴が可能です。回線容量の都合上、傍聴の接続は 1 人・1 社（団体）につき 1 回線とさせていただきます。
 - ・WEB 傍聴をご希望の報道関係者の方は、10 月 1 日（金） 14 時迄に、別紙 2 の WEB 傍聴申込書を FAX にてお申し込み下さい。
 - ・会議資料及び議事要旨は、後日、国土交通省ウェブサイトに掲載予定です。
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000698.html

<問い合わせ先> 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付

課長補佐 橋本 翼（内線：34323）

水害対策係長 森川 真伍（内線：34314）

TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8432（直通） FAX：03-5253-1597